

平成17年10月から

施設の利用者負担が改正されます

変更のポイント

- 介護保険施設の居住費と食費が自己負担になります。
- 所得の低い方には上限を設け、補足的給付があります。

どうして変える必要があるの？

現在、全国的な介護保険に関する統計では、保険給付額の約51%を施設サービス利用者（7万人）が、約49%を在宅サービス利用者（243万人）が利用しています。つまり、利用者1人あたりに換算すると、在宅より施設の方が約3倍給付されているということになります。今回の改正は、こうした施設と在宅での利用者負担の公平性を確保するとともに、介護保険給付と年金給付の重複を避ける観点から行われるものです。

施設利用者の1人あたりの給付は在宅の約3倍



対象となる

施設

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

改正前



改正後（平成17年10月から）



※栄養管理費については、引き続き保険給付の対象になります

所得の低い方のために「特定入所者介護サービス費」が設けられます。

所得の低い方に対して、負担上限額を超えた利用額を介護保険から支給します。

これは、「居住費」「食費」それぞれに負担上限額が設けられており、上限額を超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。上限額を超える負担はありません。

○対象となる方は…

第1段階から第3段階に属する方で、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」に入所している方です。

なお、詳細な負担額の基準等については、今後順次示されることとなっています。実際に介護保険施設に入所されている方、ご家族に対しては、今後、個別にご案内いたします。

◎本庁 高齢者支援課介護保険係
 ☎53 8451 内線53 5990
 お気軽にお問い合わせください。

利用者負担段階

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、〔合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下〕を満たす方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、第2段階に該当しない方
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税の方 ・ご本人が市町村民税課税となっている方